

宮内庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案					現 行				
(集中管理の推進)					(集中管理の推進)				
第15条 <u>宮内庁における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>					第15条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、宮内庁における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>				
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	(1)立案の検討	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言
		③ (略)	(略)		③ (略)				(略)
	(2)~(7) (略)	(略)	(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)

2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
(2)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
4	内閣府令，省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	内閣府令，省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告，最終報告，提言			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間報告，最終報告，提言	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
(2)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
閣議，関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定						閣議，関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定					

又は了解及びその経緯						又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針 、基本計画、白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5	①（略）		(略)			①（略）	(略)		
			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告 、建議、提言			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告 、建議、提言		
③~⑤（略）	(略)	③~⑤（略）	(略)								

		の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)									
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>	10年	（略） ・配布資料 ・ <u>議事の記録</u>	6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・配布資料 <u>（新設）</u>
7	省議（これに準ずるものを	省議の決定又は了解に関する立案	①②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（	10年	（略） ・配布資料 ・ <u>議事の記録</u>	7	省議（これに準ずるものを	省議の決定又は了解に関する立案	①②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（	10年	（略） ・配布資料 <u>（新設）</u>

	含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	の検討その他の重要な経緯	七の項口) <u>及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)</u> の議事が記録された文書		(略)
			④(略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配布資料
			⑤(略)		(略)
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料
	含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	の検討その他の重要な経緯	七の項口) <u>(新設)</u>		(略)
			④(略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配布資料
			⑤(略)		(略)
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料

	の経緯				・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			③～⑤（略）		（略）
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	①（略） ②立案の検討に関する審議 会等文書（九の項イ）	10年	（略） ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			③～⑤（略）		（略）
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法（平成 5年法 律第8 8号）第 2条第 8号口 の審査 基準，同	①立案の検討に関する審議 会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			②～⑤（略）		（略）
	の経緯				・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			③～⑤（略）		（略）
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	①（略） ②立案の検討に関する審議 会等文書（九の項イ）	10年	（略） ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			③～⑤（略）		（略）
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法（平成 5年法 律第8 8号）第 2条第 8号口 の審査 基準，同	①立案の検討に関する審議 会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申，最終答申， 中間報告，最終報告 ，建議，提言
			②～⑤（略）		（略）

		号ハの 処分基 準、同号 ニの行 政指導 指針及 び同法 第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯						号ハの 処分基 準、同号 ニの行 政指導 指針及 び同法 第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯			
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立 てに関 する審 議会等	① (略) ② 審議会等文書 (十四の項 口)	裁決, 決定そ の他の 処分が	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料			(5)不服申立 てに関 する審 議会等	① (略) ② 審議会等文書 (十四の項 口)	裁決, 決定そ の他の 処分が	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料

		における検討 その他の重要な経緯	③④ (略)	される 日に係 る特定 日以後 10年	・答申, 建議, 意見 (略)			における検討 その他の重要な経緯	③④ (略)	される 日に係 る特定 日以後 10年	・答申, 建議, 意見 (略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続 法第2 条第8 号口の 審査基 準, 同号 ハの処 分基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤ (略)	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告 ・建議, 提言 (略)	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続 法第2 条第8 号口の 審査基 準, 同号 ハの処 分基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤ (略)	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告 ・建議, 提言 (略)

	又は改廃及びその経緯	他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）			・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言				・配布資料 ・中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言	
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
15～16 (略)						15～16 (略)				
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標	① (略)	10年	(略)	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書，評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項目）	③④ (略)		10年	(略)
					・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・意見				・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・意見	
					(略)				(略)	

		の制定 又は変 更に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯						の制定 又は変 更に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯			
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)
18	政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成13年法 律第86号 。以下「政策 評価法」と いう。）第 6条の基本 計画の立案 の検討、政 策評価法第	①政策評価法第6条の基本 計画又は政策評価法第7 条第1項の実施計画の制 定又は変更に係る審議会 等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告、最終報告、 提言 (略)	18	政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成13年法 律第86号 。以下「政策 評価法」と いう。）第 6条の基本 計画の立案 の検討、政 策評価法第	①政策評価法第6条の基本 計画又は政策評価法第7 条第1項の実施計画の制 定又は変更に係る審議会 等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間報告、最終報告、 提言 (略)

		10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯						10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯					
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑨(略)		(略)						③～⑨(略)		(略)

20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1) (略) (2) 審議会等 (1の 項から2 0の項ま でに掲 げるも のを除 く。)	(略)	(略)	10年 ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告 , 建議, 提言	21	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1) (略) (2) 審議会等 (1の 項から2 0の項ま でに掲 げるも のを除 く。)	(略)	(略)	10年 ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告 , 建議, 提言
22～26 (略)						22～26 (略)					
27	皇室用財 産の管理 に関する 事項	皇室用財産 に関する工 事の計画の 立案に関す る検討, 関 係者との協 議又は調整 及び施工そ の他の重要 な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議 会等文書 ③～⑦ (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)	27	皇室用財 産の管理 に関する 事項	皇室用財産 に関する工 事の計画の 立案に関す る検討, 関 係者との協 議又は調整 及び施工そ の他の重要 な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議 会等文書 ③～⑦ (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)
備考 — (略)						備考 — (略)					

<p>二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令又は人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令又は人事院規則の規定による。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>二 職員の人事に関する事項について、内閣府令又は人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令又は人事院規則の規定による。</p> <p>三～五 (略)</p>
---	---